

誓 約 書

小田原市_____番地先の
配水管等自費工事については、次の事項を厳守することを誓約します。

- 1 配水管等工事は、全額自費で施工します。
- 2 工事の施工により、公共施設や他人の施設等に損害を与えた場合は、自己の費用により原形に復し補償します。
- 3 工事施工に当たっては、配水管等自費工事施工承認書の承認条件を厳守するとともに、上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）の指導監督を受け、それに従い施工します。
- 4 工事施工に当たって申請事項に変更が生じた場合は、一時施工を中断し、事業管理者の指導監督を受け、それに従い施工します。
- 5 工事完了後7日以内に、配水管等自費工事完成届を提出し検査を受けなければならない。なお、検査において手直し等を指摘された場合は、事業管理者の指示を受け、それに従い再施工します。
- 6 工事完成后、配水管等の水道施設は、事業管理者に無償で譲渡し、事業管理者の財産となることに同意します。
- 7 譲渡施設に対して、第三者から権利を主張された場合には、申請者の責任において全て解決します。

令和 年（20 年） 月 日

小田原市水道事業
小田原市長

様

申請者 住所

氏名

印